

差し押さえた不動産を売却します 不動産公売

▶問い合わせ先 税務会計課 税務室 ☎26-2238(直通)

町では、納税義務を果たしている人との公平性を保つため、町税滞納者に対して財産(預貯金、給与、生命保険、不動産など)の差し押さえを行っています。

公売とは、税金に滞納があるため差し押さえた不動産を入札により売却し、その代金を滞納している税に充てるものです。令和8年度は期日入札となり、下記の日程、場所にて、不動産の公売を実施します。

詳しくは、税務室窓口の公売予定物件案内、または町ホームページをご覧ください。

※公売は中止になる場合があります。

U R L <https://www.town.yoshioka.lg.jp/kurashi/zeikin/nozei/kobai.html>

受付日時 9月30日(水)
9:00から10:50まで

入札日時 9月30日(水)
10:50から11:00まで

開札日時 9月30日(水)
11:01から

場 所 役場本庁舎2階 大会議室



▲町ホームページ
はこちらから

不動産公売物件

売却区分番号	所在地	種別	地目・種類	地積・床面積
吉岡町-1	大字大久保字大女2628番地1	土地	雑種地	177㎡
		建物	物置	49.68㎡

滞納は全ての人に不利益です!!

納付に困ったら、必ず納付相談を

町税は、定められた期限(納期限)までに、納税者が自主的に納付するものです。しかし、一部に町税を納めない人がいることも事実です。

滞納を整理するためにかかる多額の費用は、本来は福祉・教育・土木事業などに使われるべき貴重な税金から支出されています。したがって、期限までに納付した納税者や町にとって大きな不利益が生じます。

また、滞納は、納期限までに納税している大多数の納税者との公平性を欠くことになります。収入や財産があるにもかかわらず納税をしない人には、き然とした態度で滞納処分を執行します。なお、納付が遅れば、本来納付する必要のなかった延滞金が加算され、同様に滞納処分の対象となります。

滞納によって、あらゆる不利益が生じます。町税の納付が困難な場合は、早めに納付相談をしてください。

滞納処分実施件数(令和7年度実績)

債 権	預貯金	519件
	給与	54件
	年金	4件
	その他※1	49件
無体財産(出資金)		6件
動産※2		3件
不動産		13件
捜 索		5件
合 計		653件

※1 生命保険、売掛金、国税還付金、売電料金 ほか

※2 電子機器、ゴルフバッグ、カードゲーム



▲タイヤロックにより自動車などを
差し押さえることもあります。